

パブリック・コメントの意見要旨と市の考え方について

- A: 意見(又は意見の一部)を反映し、素案を修正した
- B: 既に素案で対応済み
- C: 素案の修正はしないが、実施段階で参考にする
- D: 意見を反映できなかった
- E: その他

No	素案のページ	意見要旨	市の考え方	反映状況
【計画の基本的な考え方について】				
1	P13	計画の期間を10年とするものの新たに盛り込むべき事項等が生じた場合は必要に応じて見直しを行うと記載されているが、DV防止法においても3年ごとの見直しと記されており、さらに昨今の社会的状況の急速な変化を考慮すると、期間は5年ごとの検討とした方がよいのではないか。	市の男女共同参画計画は、男女共同参画を推進するための施策の方向性を示す「基本計画」と、具体的な事業を明らかにする「実施計画」で構成しています。基本計画の計画期間は10年ですが、実施計画については、社会経済情勢の変化等に対応するため、計画期間を3年としています。	B
2	P13	越谷市の基本計画の特徴として教育の推進を挙げ、施策の方針として打ち出したのは評価できる。	基本計画の特徴の1つとして、今後、教育に関する施策の充実に努めていきます。	E
【計画の推進体制について】				
3	P15	男女共同参画の推進には、市民と行政が共に支え合う地域づくりの考え方が必要であるが、その視点が見られない。また、市民との協働が重要であるまちづくり、防災、環境において、男女共同参画の視点による取り組みが必要であることから、基本目標Ⅲの中に施策の方針として「市民と行政の協働による男女共同参画の推進」を追加してはどうか。	男女共同参画の取り組みを進めるにあたり、市民、事業者との協働は重要であり、これまでも市民団体等との協働で啓発事業などを行っています。ご意見を踏まえ、男女共同参画を推進する体制として協働が基本であることをわかりやすくするため、男女共同参画の推進体制の図を修正するとともに、基本計画での記載位置(章立て)を変更します。	A
4	P15	新たに施策の方針7「市民と行政の協働による男女共同参画の推進」を設け、取り組みの方向は「(1)市民と共に進める男女共同参画の推進」と「(2)市民団体の活動支援」としてはどうか。		
【計画の体系について】				
5	P15	災害時において、女性ならではの不安、困難やリスクがあると言われており、男女共同参画の視点から防災への取り組みを行う必要がある。全国的に見ても防災に関する様々な取り組みが自治体で行われ始め、男女共同参画支援施設でも各種事業が行われている。	ご意見を踏まえ、計画の体系において、基本目標Ⅱ－施策の方針3に、取り組みの方向「(3)男女共同参画の視点を考慮した防災体制の整備」を新たに設けます。なお、現在、越谷市における大規模災害への対策を定めた「越谷市地域防災計画」を見直しを行っていますが、この中で男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の整備等についても検討が行われています。	A
【計画の内容について】				
6	P19	男女共同参画意識の高揚について、広報・啓発に加えて、予防の視点を加えてはどうか。幼少時からの人権教育を織り込むことの重要性を明記して欲しい。	固定的性別役割分担意識は、男女共同参画の推進を妨げている大きな要因の1つです。このため、幼少期からの教育の役割は重要であり、本計画においても「教育に関する施策の充実」を特徴の1つに位置づけています。	B
7	P21	施策の方針2で「男女共同参画の視点を踏まえた教育の推進」を掲げているが、指標が各学校1名を対象とした教職員対象の研修会であるのは、方針として弱いのではないか。	教職員の研修については、市だけでなく埼玉県が主催する研修会にも参加しており、研修内容は校内研修を通じて全教職員に伝達され、共通理解を図っています。なお、指標は、施策の方針における具体的な取り組みの一つであり、これ以外にも教職員や保護者に向けた啓発資料の配布なども予定しています。ご意見については、今後の事業実施において参考にさせていただきます。	C

No	素案のページ	意見要旨	市の考え方	反映状況
8	P22	学校に出向いて教員に対する男女共同参画に関する研修の徹底と、児童・生徒への具体的な授業に及ぶ施策が必要である。	教職員の研修については、市だけでなく埼玉県が主催する研修会にも参加しており、研修内容は校内研修を通じて全教職員に伝達され、共通理解を図っています。また、児童・生徒に対しては、道徳などの教科や職場体験などの特別活動を通じて、男女平等の重要性や男女の相互理解と協力の大切さを指導しています。ご意見にある学校への出前講座については、今後の事業実施において参考にさせていただきます。	C
9	P22	スクール・セクシュアル・ハラスメントは、児童・生徒の学ぶ意欲も失わせ、その能力を伸ばす機会を奪う人権侵害である。ガイドラインを作成している地方自治体もあることから、＜主な取り組み＞に以下を追加して欲しい。 ・教職員を対象としたスクール・セクシュアル・ハラスメントの防止を目的とした研修も行う。	スクール・セクシュアル・ハラスメントとは、教職員が児童生徒に不快な思いを与える性的な言動を行うことです。各学校では倫理確立委員会を設置し、教職員の人権感覚を高める取り組みを行っています。ご意見にある研修については、今後の事業実施において参考にさせていただきます。	C
10	P22	(1)学校等における男女共同参画の視点を踏まえた教育の推進の＜主な取り組み＞に、意識啓発のために民間人・民間団体の起用や連携を行い、専門的知識を持った教育を推進することを入れて欲しい。	各学校では、平成21年度から人権問題に詳しい講師を招いて校内研修会を開催し、教職員の指導力向上に努めています。ご意見については、今後の事業実施において参考にさせていただきます。	C
11	P24	「乳がん・子宮がん検診の受診者数・受診率の推移」のコメントに、以下を追加して欲しい。 ・若い女性は、産婦人科への検診を躊躇する場合も多いのですが、女性として健康な生活を営む権利があることから、「ふつうの医者にかかるように」受診を行って欲しい。	ご意見の内容については、今後の事業実施において参考にさせていただきます。	C
12	P25	(1)「男女の性と人権尊重の理解の促進」の＜主な取り組み＞に以下を追加して欲しい。 ・中学、高校では、雑誌などによる一方的な情報が飛び交い、間違った情報も多いことから、中学、高校で性教育について、子宮がん、乳がんなどについて、産婦人科医などからの講演他を行う。	中学校における保健体育では、雑誌等の記事を取り上げた授業の推進や、助産師等を講師に招いた講演会の開催など、性に関する正しい知識や行動ができるような取り組みを行っています。ご意見については、今後の事業実施において参考にさせていただきます。	C
13	P29	施策の方針4「仕事・家庭・地域などさまざまな活動の両立支援」とあるが、その下にある取り組みの方向では地域の視点が欠けているのではないかと。取り組みの方向(2)「家庭生活における男女共同参画の促進」を「家庭・地域生活における男女共同参画の促進」とするか、地域生活についての新規の項目を設けてはどうか。	ご意見を踏まえ、取り組みの方向(2)を「家庭・地域生活における男女共同参画の促進」に修正します。また、これに関連した説明文や＜主な取り組み＞などについても修正します。	A
14	P29	(2)「家庭生活における男女共同参画の促進」の文中に「男女が協力して家事や育児、介護を行っていくための学習機会を提供します。」となっておりますが、「介護」という言葉が入っていることから、＜主な取り組み＞も「男性の育児、『介護』、家事などへの参画を促すための講座開催します。」として欲しい。介護はワーク・ライフ・バランスの観点からも必要な視点である。	ご意見を踏まえ、＜主な取り組み＞について「介護」を入れた内容に修正します。	A
15	P30	女性というだけで優遇するのは法の下での平等に反する可能性があることから、具体的な数値目標や割り当てのあるポジティブ・アクションには反対である。	ポジティブ・アクションとは、さまざまな分野で男女の参画機会の均等確保を図るため、現状でかなりの格差がある場合には、少数側の一方に対し、必要な範囲で積極的に機会を提供していく取り組みです。男女共同参画を推進していく上でポジティブ・アクションは重要な手法であり、男女共同参画社会基本法では、国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(ポジティブ・アクションを含む)を策定し、実施する責務を有すると規定しています。また、市の男女共同参画推進条例でもポジティブ・アクションに関する規定を設けています。	E

No	素案のページ	意見要旨	市の考え方	反映状況
16	P33	政策・方針決定の項目において、審議会の委員と人材の育成だけでは不十分と思われる。行政から事業者に対して積極的な女性管理職登用の働きかけやアンケートを実施することは可能ではないか。積極的に女性管理職登用の促進を図るために、施策の方針5「政策・方針決定過程における男女共同参画の推進」の中に、取り組みの方向として新規に「事業者等の積極的な女性管理職登用の促進」を設けてはどうか。	市内の事業所を対象に定期的に実施している「越谷市労働実態調査」では、女性管理職の登用状況等についても調査しています。なお、この調査結果は公表されるので、各事業所では自社の状況と比較することができます。事業者への女性管理職登用の働きかけについては、今後検討していきます。	C
17	P33	市役所においても積極的に女性管理職登用の推進を図る取り組みが必要ではないか。また、人材育成だけではなく、登用を図ることが施策の方針として必要と思われる。	女性職員に対し、登用促進の基礎ともなるキャリア形成意識の醸成のため、研修などを通じて人材育成を行っているところです。なお、女性職員の管理監督職への登用促進に関する取り組みについては、実施計画において検討します。	C
18	P32	「人間開発に関する指標の国際比較」を教育の現場や市民への啓発において活かして欲しい。	当該データについては、男女共同参画支援センターの情報誌「みてみてほっと越谷」や職員向け研修の資料にも掲載し、活用しています。	B
19	P37	「配偶者や恋人などからの暴力は…」とあるが、「配偶者(元配偶者)や恋人などからの暴力は…」として欲しい。改正DV防止法により元配偶者にも保護命令を発令できるようになっていること、また法律上の婚姻関係が解消された後も身の危険を感じる被害者の状況があることを考えると、ここに明記することが望ましいと思われる。	ご意見を踏まえ、「配偶者(事実婚、元配偶者を含む)や恋人…」に修正します。	A
20	P42 ~43	配偶者暴力相談支援センターについて記載していない。設置が市町村の努力義務となっているので見直し等だけでも記載して欲しい。	配偶者暴力相談支援センターの設置については、現時点では具体的な見直しについて記載することは困難ですが、平成23年度から設置についての検討に取り組む予定です。	C
21	P38	「計画の基本的な考え方」に以下を追加して欲しい。 ①被害者が二次的被害を受けることなく、安心して支援を受けることができるように職務関係者の研修や啓発を行います。 ②関係機関や民間団体と連携協力をし、配偶者等からの暴力防止や相談への対応など、被害者の立場に立った切れ目のない継続した支援を行うためのネットワークづくりを行う。	ご意見を踏まえ、施策推進の基本的な考え方に「⑦被害者を支援するため、関係機関や市民団体等と連携協力します。」を追加します。 なお、③においては、DV被害者の二次的被害の防止を含めて、「被害者保護」に取り組んでいきます。	A
22	P39	39ページの図はわかりやすい。	今後も、わかりやすい表現に努めていきます。	E
23	P40	「4 計画の内容」の4項目について、文末が現在完了形になっているが、今後も続くことから現在形の方がよい。	ご意見に係る部分については、これまでの取り組みの内容を記載しています。ご意見を踏まえ、これをわかりやすくするため、(1)啓発の上に【これまでの取り組み】という文言を追記します。	A
24	P40	(1)「啓発」に予防の観点を入れ、冒頭に「暴力のない社会に向けて社会全体で未然防止に努めるとともに、学校での人権教育を行うなど社会全体で予防していく。」を追加して欲しい。	ご意見に係る部分については、これまでの取り組みの内容を記載していますので、構成上、今後の取り組みの内容を記載することはできません。	D
25	P40	女性自立支援センター「はればれ越谷」の活用を盛り込むことはできないか。	ご意見を踏まえ、(3)自立支援の内容を「女性の自立に向けた相談や女性自立支援センター「はればれ越谷」での講座の開催など、…」に修正します。	A
26	P40	「切れ目のないDV被害者の支援等」については、何をすべきかも含めて、その意味を具体的に述べて欲しい。	ご意見に係る記述の具体的な内容については、その下の(1)啓発から(4)庁内の連携強化までの部分において示しております。	B

No	素案のページ	意見要旨	市の考え方	反映状況
27	P42	(3)「自立に向けた支援体制の充実」について、DV被害から逃れた後の転宅先の確保がまずあり、その上での自立支援になる。自立支援には、就労支援、子どもの転学・就学支援、地域生活への支援、親と子へのメンタルケアなどがある。＜主な取り組み＞をもう少し丁寧に記載したほうがよい。	ご意見を踏まえ、＜主な取り組み＞を「DV被害者の就業や子どもの就学、メンタルケアなど、支援体制の充実を図ります。」に修正します。	A
28	P42	埼玉県のDVに関する基本計画では、デートDV防止啓発活動が重点施策に挙げられている。そこで、(1)「啓発活動の推進」の＜主な取り組み＞に以下を加えて欲しい。 ・デートDV防止に関する講演会や講座を開催します。	デートDV防止に関する啓発については、すでに＜主な取り組み＞に記載されています。 なお、具体的な啓発の手法については、実施計画において検討します。	B
29	P42	(3)「自立に向けた支援体制の充実」の＜主な取り組み＞に以下を加えて欲しい。 ・DV被害者の子どもについて、保育サポートをはじめ、さまざまな機会を通してメンタルケアを行います。	DV被害者の子どものメンタルケアについては、今後検討していきます。	C
30	P42	(3)「自立に向けた支援体制の充実」の＜主な取り組み＞に、DV家庭の子どものメンタルケアについても入れて欲しい。		
31	P43	(4)「職務関係者の資質向上」の＜主な取り組み＞に以下を加えて欲しい。 ・デートDVの早期発見のために学校教育関係者に対して研修などを行います。	平成20年度の教職員向け男女共同参画研修会において、デートDVについての研修を行っています。 この研修会の内容は多岐に渡るため、デートDVをテーマに毎年度実施することはできませんが、実施について今後も検討していきます。	C
32	P43	(5)「関係機関との連携強化」の＜主な取り組み＞に以下を加えて欲しい。 ①庁内体制の連携強化を図るとともに、庁外の関係機関やDVの被害者支援に取り組む民間団体との円滑な連携に努めます。 ②DVの被害者に対して、切れ目のない支援として、自立支援のための適切な情報提供が行われるように、地域の社会資源や関連機関との連携を図ります。	ご意見を踏まえ、＜主な取り組み＞の3点目を「警察などの関係機関や市民団体等との…」に修正します。	A
33	P44	支援体制図で、女性自立支援センター「はればれ越谷」を自立に向けた各種支援を行う施設として位置づけてはどうか。		
34	P44	DV被害者への支援として庁内支援体制が組み立てられているが、「女性自立支援センターはればれ越谷」を活用した方がよい。	ご意見を踏まえ、支援体制図の「自立に向けて」の枠内を「…こころのケア等を関係機関(庁内各課、女性自立支援センター「はればれ越谷」など)と連携しながら…」に修正します。	A
【その他】				
35	P2	国連の女子差別撤廃委員会から日本に出された勧告について、2年以内に施策を出さなくてはならないことは念頭にあるのか。	2009年8月に国連の女子差別撤廃委員会が日本政府に、民法の改正(婚姻適齢、女性の再婚禁止期間等)と雇用及び政治的・公的活動への女性の参画促進のための暫定的特別措置の実施について、2年以内に状況を報告するよう要請していますが、これについての政府の対応を今後も注視していきます。	E
36	P6	男女混合名簿の活用の他に、学校の現場で具体的にやっている内容がわかるように表現して欲しい。	小中学校では、道徳などの教科や職場体験などの特別活動を通じて、男女平等の重要性や男女の相互理解と協力の大切さなどを指導しています。 当該記述部分については、構成上、直前の教職員向けの取り組みの例示の数(1つ)とのバランスを考慮し、代表的な取り組みである男女混合名簿の活用でまとめています。	D

No	素案のページ	意見要旨	市の考え方	反映状況
37	P11 など	イラストは男女共同参画を推進する一助となる。その効果を考え、イラストの選別には慎重を期するとともにあたたかみのあるものにして欲しい。	ご意見を踏まえ、使用するイラストの一部を修正します。	A
38	P11 など	イラストとそのページに書かれている内容の関連性がわかりにくい。		
39	P11 など	イラストをもう少し大きくしてもよいのではないか。	イラストの大きさについて再度検証しましたが、現行の大きさに特に支障がないものと考えています。	D
40	—	民法の規定で婚姻適齢に男女差があることや、女性に再婚禁止期間が設けられていることについてのアンケートを実施することで、男女共同参画の意識が見えるのではないか。	毎年度、市政世論調査において男女共同参画に関する市民の意識を調査しています ご意見については、今後、設問設定の検討において参考にさせていただきます。	C
41	—	男女共同参画の教育において、すべてが平等ではなく合理的な区別があることを示す必要があり、宗教的、文化的な男女の偏りは尊重される男女共同参画であってほしい。	男女共同参画の推進にあたり、男女共同参画社会の形成を阻害するもの、しないものを区別しながら取り組んでいきます。	E
42	—	全体的に取り組みがもう少し具体的であるとよい。	市の男女共同参画計画は、男女共同参画を推進するための施策の方向性を示す「基本計画」と、具体的な事業を明らかにする「実施計画」で構成しています。 具体的な事業については、実施計画で示していきます。	D
43	—	人には社会生活の中で向き不向きがあり、自分の個性と能力を発揮できればいいのではないかと思う。また、男女をある程度区分する必要がある、成長する過程で判断できるように教育することが必要である。	個人の個性と能力を十分発揮することができる男女共同参画社会の形成を推進していきます。	E
44	—	管理職や審議会委員の女性割合は統計的には低いですが、やりたい人・なりたい人が自由に参加でき、個人の意思を尊重できる社会をつくらなければならない。	管理職や審議会委員等になりたいと思う人が、自由にチャレンジし、また参画することができる男女共同参画社会の形成を推進していきます。	E
45	—	男女、老若、障害者・健常者など区別する社会ではなく、みんなで共同参画社会になればよいと思う。	一人ひとりが対等な社会の構成員としてあらゆる分野の活動に参画することができる社会の形成を推進していきます。	E